

外国の大学において修得した単位を認定する手続に関するガイドライン

平成28年5月18日教授会決定

交換留学に関する申し合わせに定める派遣学生の単位の認定については、次のとおり取り扱う。

(単位認定のための事前相談)

1 派遣先大学で修得する単位を本学部で修得した単位として認定することを希望する学生（以下「学生」という。）は、当該留学に係る出発前に単位認定に関する相談を学務係に行わなければならない。

(事前相談の時期)

2 事前相談は、原則として出発前の可能な限り早い時期に行わなければならない。ただし、やむを得ない事情により出発前に事前相談が出来なかった場合は、出発後に電子メール等により相談を行わなければならない。

(事前相談の対応)

3 教務委員会委員は、学生からの事前相談があった日から14日以内に応じるものとする。事前相談を担当した教務委員会委員は、その結果を遅滞なく教務委員会に報告しなければならない。

(単位認定の申請等)

4 学生は、原則として帰国後14日までの間に、派遣先大学で修得した単位を証明する成績証明書、シラバス等及びその他教務委員会が求める書類を添えて単位認定の申請をしなければならない。

(教務委員会での審査)

5 教務委員会は、学生からの申請に基づき、単位認定の可否について審査しなければならない。また教務委員会は、必要に応じて教務委員会委員以外の者に助言を求めることができる。

(単位認定)

6 教務委員会は、成績証明書等に基づき修得単位のうち授業時間及び授業内容から本学部の専門教育科目として認められるものに限り、単位を認定するものとする。ただし認定する単位数は学部規程第20条に定める30単位以内に含めるものとする。

(単位認定する授業科目)

7 単位認定しようとする授業科目は、学部規程別表第3又は第4に定める専門教育科目に読み替えるものとする。ただし、専門教育科目に読み替えられない場合は、臨時に授業科目を開設するものとする。この臨時に開設する授業科目は、原則自由科目とする。

(単位認定の時期)

8 単位認定の時期は、学生からの申請日が属する Semester とする。ただし、申請日が Semester 終了日の60日前から Semester 終了日までの間の場合は、単位認定時期を翌 Semester にすることができる。

(履修登録上限単位数との関連)

9 単位認定された授業科目の単位は、単位付与される Semester の履修登録上限単位数に算入しない。

(認定された授業科目の成績の評語)

10 6及び7により単位認定された授業科目の成績は、「認」の評語をもって表す。

(修得した単位の授業科目の学業成績累加記録簿への記載)

11 修得した単位のうち、単位認定された授業科目については「専門教育科目名(取得大学名)」を、認定されなかった授業科目については卒業要件に含めない査定外とし、「原文の授業科目名(取得大学名)」を学業成績累加記録簿に記載する。

(協定を締結していない外国の大学で修得した授業科目の単位認定)

12 学生から協定を締結していない外国の大学において修得した授業科目の単位認定の申請があった場合は、外国語修得に資すると認められるものに限り、前6中「本学部の専門教育科目として」とあるのは「本学部の語学に関する専門教育科目として」と読み替えて準用するものとする。

附則

- 1 このガイドラインは、平成26年4月1日より施行する。
- 2 このガイドラインは、上記施行日以降に帰国した学生に対しても、適用する。
- 3 交換留学生の単位認定ガイドライン(平成18年7月19日教授会制定)は、廃止する。

附則

- 1 このガイドラインは、平成28年5月18日より施行する。
- 2 平成28年5月18日現在本学部に在学する者についても適用する。